

第9回熊本市政治倫理審査会 会議録

(令和7年第1号調査請求事件)

開催日	令和8年（2026年）3月30日（月）		
開催時間	午前10時 ～ 午前11時30分（公開は午前11時～）		
開催場所	熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室		
出席者	委員	鈴木 桂樹 会長 森 徳和 副会長 岩下 芳乃 委員 川内 恵里 委員 関 智弘 委員 西村 まりこ 委員 野田 幸孝 委員 藤本 雅士 委員 宮園 由紀代 委員 向井 洋子 委員 吉見 仁宏 委員	
	事務局	総務局長 津田 善幸 総務局行政管理部長 黒部 宝生 総務局行政管理部総務課長 那須 光也 総務局行政管理部総務課副課長 上田 弘幸	
	その他	調査請求者 西川 文武 氏（次第3以降出席） 調査請求者 谷口 好美 氏（次第3以降出席）	
欠席者			

次 第
1 開会（非公開） 2 令和7年第1号調査請求事件に係る報告内容案の確認、決定（非公開） 3 調査請求者へ報告書面交付 4 審査結果の概要についての説明 5 その他 6 閉会
配 付 資 料
・ 配付資料一覧 ・ 次第 ・ 席次 ・ 委員名簿 ・ 第8回熊本市政治倫理審査会 会議録 ・ 報告書及び巻末資料（最終案） ・ 審査結果の概要（最終案） ・ 審査結果の要旨（最終案） ・ 意見書（3/16 付）

会議録

鈴木会長	定刻になりましたので、ただ今から第9回政治倫理審査会を再開いたします。まずこれからの議事の進め方についてご説明します。 審査を進めてまいりました令和7年第1号調査請求事件に関しましては、先ほど審査会として最終的な報告内容が決定しました。つきましては、本日は調査請求者の方にご出席をいただいておりますので、この後、報告書面の交付を行いたいと思います。その後、審査結果の概要につきまして、私の方から簡単にご説明をさせていただくという流れを予定しております。 それでは、調査請求者に報告書面の交付を行います。調査請求代表者の西川文武様と谷口好美様は、事務局の誘導に従って前の方にお願ひします。
	調査請求者移動、報告書面交付
鈴木会長	それでは、審査結果の概要について説明いたします。事務局は調査請求代表者のお2人に資料の配付をお願いいたします。
	資料配付
鈴木会長	お配りした資料は、報告書を少しまとめた文書です。本日は、これに沿って政治倫理審査会における審査の概要についてご説明したいと思います。 資料の1ページに、第1の「請求の受理」に続いて、第2に「調査請求の趣旨」として、ご提出いただいた違反の疑いのある6項目が記載されています。第1号関係、第2号関係、第3号関係がそれぞれ1つ、第5号関係は実質3つのご指摘だったかと思います。 2ページの第3として「市長の弁明要旨」があり、これは記載のとおりです。 2ページから6ページにかけて、第4として「審査会が認定した事実」が記載されております。ここで何が書かれているかという項目だけをご紹介しますいただきます。 第1号関係では、契約制度、そして、公共事業の発注状況について確認しました。それから、調査請求者から示していただいた、疑われてもおかしくないとされる3例についても確認しました。この3例については、3ページの本項目の冒頭に経緯が書かれておりますが、これらに関する関係部署へ

	の聴取、或いは、寄附関係の事実確認、そして、個人寄附者の住所に関する調査結果などが記載されています。 第2号関係では、政治倫理条例制定当時の熊本市議会の記録から、審査対象となる寄附の範囲について確認をしました。 第3号関係では、市長の資金管理団体にも照会を行い、寄附に係る活動内容について確認をしております。 第5号関係では、第1号関係と重複するところもありますので、その指摘に加えて、総務省と熊本県選挙管理委員会の見解ならびに資金管理団体への照会結果を確認しております。 これらをもとに、6ページから8ページ上段にかけて、審査会の判断を記載しております。 まず、6ページに、判断を行うにあたっての前提を記載しております。 対象は言うまでもなく、調査請求書の「違反の内容」に記載されている事項です。これについて審査し判断いたしました。 また、誰のということになりますと、市長の行為を対象として判断しました。 判断基準は、条例第3条の政治倫理基準であり、項目によっては、疑われたことが事実かどうかに加えて、疑ったこと自体に妥当性があるかどうかの判断も伴ってくると思います。さらに、仮に問題が明らかになったとしても、その原因、責任の所在を明らかにする必要があります。具体的には、市長なのか、資金管理団体なのか、制度運用上の問題があつてそういう問題が発生しているのか。そういった点を考慮する必要があります。 疑惑や批判を受ける恐れของการ判断においては、一定の因果関係を想定できる現実的なおそれであるかどうか。それと、運用・手続きを含む法制度に関する理解の不十分さ、誤解や思い込み、情報不足が背景にある疑いやおそれではないことなども考慮する必要があります。 これらを考慮しながら、事案に則して総合的に判断しました。 6ページ下段から具体的な判断内容をまとめております。
--	---

	第1号関係について、収支報告書に記載されている個人寄附者の多くが、「企業所在地」を住所として記載していたことが認められました。他方、収支報告書に記載された、寄附者が会社役員等を務める企業の中に、公共事業を受注している企業があることは確認できましたが、寄附と受注との間に相関が存在するデータは得られませんでした。なお、第1号では、「有利な取り計らい」が実際に行われたかどうかは違法性の判断基準となりますが、契約プロセスにおける透明性・公平性確保の制度的保障があるかないかと、「疑われてもおかしくない」とされる3事例の調査を具体例として調べて、これら2つを柱として判断しました。 まず、契約制度に関しては、契約の前後におけるチェック体制、熊本市独自に実施するチェック体制を確認しました。 疑われてもおかしくない3事例の調査については、3ページ、4ページに記載しているとおりです。なお、報告書においては、固有名詞や事例が特定できないような工夫をしておりますので、お断りしておきます。 若干言及しますと、例えば、第1例については総合評価方式の契約関係というタイトルにしておりますが、ここでは、評価方法ならびに評価基準は、客観的基準に沿って決められていることを確認しております。また、契約に係る手続きの過程で、市長決裁の前後で内容の変更はありませんでした。また、当時の幹部からの聞き取りからも、市長の指示等は認められませんでした。 第2例の随意契約関係については、受託基準を満たす事業者が、現在委託している業者のみであることが確認できました。基準を満たす業者は、現在の業者のみでございます。この状態は、以前から変わっておりません。また、本件契約においては、市長は決裁権者ではなく、手続き外での市長による指示や影響力行使の事実も確認できませんでした。 第3例の補助金関係については、具体的には3つの案件が指摘されていたかと思います。 1つ目は、現市長の就任前に決定された案件でした。ですので、現市長とは関係ないのではないかとということです。 2つ目及び3つ目は、熊本県及び国が関わる補助金であって、客観的審査基準に基づいて選定されていること、或いは、
--	---

	国による判断によって選定が行われているということを確認した次第です。 以上の経緯から、制度的にも、疑われてもおかしくない3例の検証からしても、推薦、紹介など、市長による有利な取り計らいを確認することはできず、第1号違反には問えないというふうに判断をしました。 次に、第2号については、条例の立法趣旨からすると、政治家及びその資金管理団体への企業・団体献金が可能であることを前提として、その中で、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を禁じているものと解釈できます。平成6年の政治資金規正法改正は、企業・団体献金の原則禁止の改正ですけれども、それ以降は、政治団体からの寄附及び政治家が長を務める政党支部への寄附などを対象にしたものと解されます。この解釈を前提とすると、調査請求書で第2号関係として記載されている「企業の代表者・役員からの寄附」は、この前者にも後者にも当てはまらず、第2号違反は問えないと判断しました。 第3号では、「地位の利用」が実際に行われたかどうか判断基準となります。資金管理団体からは、寄附の依頼行為は一切行っておらず、申し出があった場合に随時案内しているとの説明がなされました。問題は、この説明を覆すだけの事例があるかということですけれども、この説明を覆すだけの「地位の利用」が行われた具体例はなく、権限関係の構図のみによって「地位の利用」を判断するのは拙速であると判断しました。したがって、第3号違反は問えないと判断しました。 第5号関係は3点ありました。 まず、1点目について、公共事業の発注において市長の恣意的な介入というのは、第1号関係のところで示したとおり確認されず、したがって、「職務に関する不正」の事実はありませんでした。他方、「市長が受注業者から寄附を受けること」が、「公共事業の発注という市長の職務の公平・公正さ」に対する疑念を生む可能性は否定できません。ただ、あくまで「一般的・抽象的なおそれ」に留まるというふうに考えました。「おそれ」を問うのであれば、「現実的なおそれのある行為」であるかを、具体的事例に即して判断する必要がある、
--	--

	この点で検討材料となりうると考えたのは、先ほどの「疑われてもおかしくない」３例ということになります。ただ、結論を申し上げますと、いずれの案件も、寄附と「事業者への有利な取り計らい」、「職務の不公平・不公正さ」との因果関係が明白ではありませんでした。「現実的なおそれのある行為」として認定するには至らず、この１つ目についても、第５号違反は問えないと判断しました。 ２点目は虚偽記載についてですが、総務省と熊本県選挙管理委員会の見解を踏まえれば、収支報告書に記載すべき個人寄附者の「住所」について特段の定義は設けられておらず、企業の住所が記載されていることをもって「虚偽記載」だと即断はできません。他方、個人寄附者の住所欄には居住所在地が記載されるものとする立場、或いは理解からすると、企業所在地の記載は「虚偽記載ではないか」等の疑念を生じさせるものと言え、そうした疑念、誤解を生じさせない表記に改善すべきであると考えます。ただし、疑念を生じさせる要因のひとつには、解釈の幅を生む制度運用上の要因もあり、その責任、具体的には、定義がないということにあって、これに関する責任を市長にすべて負わせることには慎重でなければならないと考えました。以上のことから、第５号に違反するとの結論には至りませんでした。 ３点目について、「対価の支払いをした者の数」欄に説明がつかない数字が記載されていたことですが、これに関して、資金管理団体からは、届出をした際に受けた熊本県選挙管理委員会からの説明の理解として、「パーティー券の購入だけではなく、飲食の提供を受けて初めて、対価を受け取ると判断し、参加した人の数を記載した」旨の説明がなされました。他方、制度運営を担う総務省の見解を踏まえれば、総務省の見解は「参加者数」を書くのではないという見解です。これを踏まえれば、「参加人数」を記載したのは誤りです。 政治資金規正法により、政治団体の会計責任者は、正しい記載内容の報告書を提出する必要があり、今回の誤記は、法に違反した状態が生じています。念のために確認いたしますと、この法に違反した状態というのは、規正法は、報告書に正しいことを記載しなさいということを要請しているにも関わらず、間違っただけを書き直したということに指し
--	--

	ています。ただし、事実を隠蔽するための意図的な「虚偽記載」とまでは言えず、熊本県選挙管理委員会へ問い合わせを行っている経緯等を踏まえれば、「誤解に基づく誤記」とであると認定するのが妥当だと考えました。
	(調査請求者より発言あり)
鈴木会長	お静かに。 これらを考慮すれば、全ての責任を市長に帰することは妥当ではないと考えます。ただし、市長には監督責任があり、今回誤記が明らかになったわけですから、この違法な状態を放置すれば第5号違反となることから、正しい記載になるよう、可及的速やかに修正の申請を行う必要があると判断しました。 以上、結論をまとめた文章が8ページにあります。 条例第3条第1号、第2号、第3号及び第5号に照らし、市長の責に帰すべき条例違反となる事実関係は認められませんでした。もっとも、第5号については、法令に違反した状態が生じており、これを放置すれば同号違反となることから、市長に対し、監督責任者として収支報告書における「対価の支払いをした者の数」欄の誤記について、令和4年分の他、同様の誤りがあれば、可能な限り過去に遡り可及的速やかに訂正するよう求めるという結論といたしました。 また、報告書では、これに加えて、留意点というものを掲げております。これは、審査会での議論を踏まえて、市長に対し4つの留意点を示すこととしたものです。8ページ中段以降に、「第6」として記載しております。簡単にご紹介しますと、1点目は、今回問題になった住所欄に疑念をもたれないように、今後も対処していくことを要請しています。市長の弁明の中でも、今回のことをきっかけとして、改善する対応を始めていますという事でしたけれども、今後もそうした住所欄に関しては十分に注意をした対応をお願いするというのが1点。 2点目、収支報告書に関して基本的な確認行うこととしておりますが、市長へ寄附者との面識の度合いをお尋ねした時に、寄附の手続きは資金管理団体で対応しており、誰が寄附しているかなどの個別確認は行っていないという旨の発言がありました。これに対し、当審査会の委員からは、自身の

	個人寄附を行った者を把握していないことへの違和感が表明されました。寄附者の適正性確保という観点から、寄附者への関心をもっと強く持つべきです。それを前提にして、住所欄にとどまらず、収支報告書の記載の内容についてきちんと確認をしていくということを求めています。 3点目は、1点目と2点目をまとめるような形で、清浄で民主的な市政の発展に向けた、更なる取り組みに努めてほしいということですが、政治とカネの問題をめぐっては、政治への信頼が大きく揺らぎ、政治家にはより厳しい視線が送られています。これまでは、問題が指摘されずにきた事柄に関しても、細心の注意をはらって点検をし、誤解を生む可能性を少しでも減らしていくことが求められています。それを通じて、清浄で民主的な市政の発展、これは条例が掲げた目的ですけれども、これに努力していただきたいというふうに記載しています。 4点目は少し具体的なことですけれども、条例の第3条第2号に関する解釈についてです。今回の審議において、第3条第2号に関しては、先ほどご紹介したように、立法趣旨の解釈に則った判断を行っております。一方で、平成6年の政治資金規正法の改正後も第3条第2号が改正されなかったことを考慮すれば、条文にある後段部分「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けない」という点を重視して、「企業・団体等」に個人を含めて考える、より広義の解釈も成り立つという議論をいたしました。そういう目で他の自治体の倫理条例をみると、企業、団体等との限定を置かずに、「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けない」という条文になっている事例も見受けられ、或いは、条例の目的を念頭におけば、広義の解釈がそれに資するとも考えられます。他の倫理条例や、昨今の政治とカネをめぐる政治不信の高揚を踏まえれば、熊本市においても、今後は、広義の解釈を念頭においた政治活動が望まれると考えます。 今回、審査会においてこの広義の解釈について議論をしましたが、この広義の解釈を検討したのは今回が初めてです。過去4例ありますが、いずれもこの2号に関する議論はしておりません。今回が初めてございます。現段階では、市長や
--	---

	議員の間にこの広義の解釈が共有されているとはいえず、本件にいきなりこの広義の解釈を適用させるのは適切ではないという判断から、立法趣旨に沿った解釈により第2号違反には問えないという結論に達したわけですが、今後は、広義の解釈も成り立つことに留意しながら、審査を行っていくということを想定したいと思います。市長は、引き続き、市民の「疑念」「おそれ」を生じさせない努力を行うべきであるということを掲げております。 審査結果の概要は以上です。
	(調査請求者より発言あり)
鈴木会長	概要としてまとめて読んでおりますので、そのまま読んであるわけではございません。文書としてはお渡ししますのでそちらをご確認ください。 なお、先ほどお渡しした報告書には、より詳しい審査の内容を記載しております。巻末資料として、調査資料も添付しておりますので、ご確認ください。 また、今後、条例及び施行規則の規定に従い、審査結果の要旨を市政だよりに掲載し、市民の皆様へ周知いたします。審査に用いた各種資料、非公開資料につきましては、公開範囲の整理をしているところでございます。準備が整い次第、報告書とともに速やかに熊本市ホームページでの公開を進めてまいります。説明は以上です。 舌足らずの部分があったかと思いますが、私が今報告したのは、報告書全ての文章ではありません。まとめてご説明したところです。概要ならびにお渡しした報告書、これは資料も添付しておりますのでご確認いただければと思います。
	(傍聴席より発言する者あり)
鈴木会長	傍聴人に申し上げます。傍聴人は、議事について可否を表明し、又は騒ぎ立てることを禁止されておりますので、静粛に願います。 それでは、事務局よりこの後のスケジュールの説明をお願いします。
那須総務課長	事務局でございます。この後のスケジュールについてご説明いたします。まず、午後1時から、5階の副市長応接室で、鈴木会長から田中副市長へ熊本市に対する報告をしていただく予定としております。次に、午後2時から、4階モニタ

	一室において、報道機関に対する報告書の説明を行う予定でございます。午後３時から、同じく４階モニター室において、大西市長へ鈴木会長から報告書を交付する予定です。 最後に、資料の公表についてご説明いたします。本日確定した報告書と、非公開で開催した第５回から第８回審査会の議事要旨について、速やかに熊本市ホームページに公開する予定でございます。 説明は以上でございます。
鈴木会長	この後のスケジュールは説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。その他ございませんでしょうか。
津田総務局長	会長、よろしいでしょうか。
鈴木会長	どうぞ。
津田総務局長	総務局長でございます。委員の皆様におかれましては、長期間にわたり、慎重にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。審議結果につきましては、市政だよりやホームページを通しまして市民の皆様にお知らせをしております。ありがとうございました。
鈴木会長	これをもちまして、令和７年第１号調査請求事件の政治倫理審査会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、長期間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。